

「美容師養成の改善に関する当面の方針」に係る令和5年度以降の対応

令和5年7月4日
厚生労働省
医薬・生活衛生局
生活衛生課

美容師の養成制度について、令和3年7月の規制改革推進会議投資等ワーキンググループでの指摘を踏まえ、「美容師の養成のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）で議論を行い、令和4年3月の検討会において「美容師養成の改善に関する当面の方針」（以下「当面の方針」という。）が了承され、当面の方針に沿って美容師養成の改善に向けて取り組むこととされた。その後、同年6月に「規制改革実施計画」が閣議決定され、また、同年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」（令和4年8月29日生食発0829第1号）を発出したところである。

美容師養成の改善に向けた当面の方針に係る令和5年度以降の対応については、厚生労働省において、関係者の協力を得ながら、以下のように取り組むこととする。

（１）国家試験（実技試験）の改善

① 「まつ毛エクステンション」の実技試験への導入のために必要な取組の推進等

〈当面の方針の記載〉

- ・ 公益財団法人理容師美容師試験研修センター（以下「試験センター」という。）に対して、実技試験に「まつ毛エクステンション」を導入することに関し、公正・公平な試験が実施可能かについて具体的に検討し、可能な場合には、必要となる準備期間や条件を含めて、令和4年度中に明らかにするよう要請する。併せて、他の実技試験課目（ヘアカラーなど）についても、引き続き検討・研究を進めるよう要請する。
- ・ 都道府県を通じて、養成施設に対し、美容実習において、「まつ毛エクステンション」を含めた必修の基本的な技術を確実に身に付けさせるよう、公益社団法人日本理容美容教育センター（以下「教育センター」という。）の協力を得ながら、改めて徹底するよう周知する。

（試験センターにおける検討）

- ・ 令和4年5月に厚生労働省から公益財団法人理容師美容師試験研修センター（以下「試験センター」という。）に「美容師国家試験（実技試験）の見直しに向けた検討について（要請）」（令和4年5月18日生食発0518第1号）を発出し、「実技試験に「まつ毛エクステンション」を導入することに関し、公正・公平な試験が実施可能かについて具体的に検討し、可能な場合には、必要となる準備期間や条件を含めて、令和4年度中に明らかにする」、「他の実技試験課目（ヘアカラーなど）についても、引き続きの検討・研究を進める」ことを要請した。
- ・ これを受けて、試験センターにおいて、「まつ毛エクステンションの実技試験課題導入に関するワーキングチーム」が設置され、「まつ毛エクステンション」の実技試験への導入について技術的な観点から検討が行われ、令和5年3月22日に「まつ毛エクステンションの実技試験導入に関する報告書」（以下「報告書」という。）が示された。

(美容師養成施設における教育)

- ・ 令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、必修課目の美容実習でまつ毛エクステーションを含めた基本的な知識・技術を確実に身に付けさせるよう、美容師養成施設において徹底を図るよう依頼した。
- ・ 「まつ毛エクステーション」については、これまでに健康被害等の相談が国民生活センター等に多数寄せられ、危害防止のための周知・指導監督等が行われてきたところであり、平成24年度から、公益社団法人日本理容美容教育センター（以下「教育センター」という。）の美容技術理論の教科書において「まつ毛エクステーション」が記載され、平成26年度からは「まつ毛エクステーション」専用の選択課目用教科書が作成された。さらに、「美容師養成施設における教科課目の内容の基準」（平成27年3月31日健発0331第18号通知の別添）の平成29年7月10日付け改正により、美容師養成施設の必修課目の美容技術理論及び美容実習で学ばせる技術に位置付けられ、美容実習の項目では「メイクアップ、まつ毛エクステーションなど、その他の基本的な顔部及び頸部技術を確実に身に付けさせること」とされた。平成30年度から教育センターの美容実習の教科書にも「まつ毛エクステーション」が記載された。
- ・ これらを受けて、美容師養成施設において「まつ毛エクステーション」に係る教育の充実が行われてきたが、令和3年12月に美容師養成施設を対象に行った「美容師養成のあり方に関する意識調査」によると、上述の基準が改正され3年しか経過していないこともあり、選択課目も含めた実技課目で教えている養成施設は86.7%となっているが、そのうち、必修課目の美容実習の項目として教えている美容師養成施設は49.0%にとどまっている。
- ・ 「まつ毛エクステーション」による健康被害を含む保健所等への相談件数は、以下のとおり、減少傾向にあるが、依然として健康被害の相談があり、安心・安全な施術実施のため、美容師養成施設における必修課目の美容実習で「まつ毛エクステーション」が教育されるよう取り組むことが必要である。

参考：「まつ毛エクステーション」による健康被害を含む保健所等への相談件数

令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
40件 (美容師22件、 資格なし12件、 資格不明6件)	49件 (美容師23件、 資格なし13件、 資格不明13件)	105件 (美容師48件、 資格なし34件、 資格不明23件)	83件 (美容師33件、 資格なし25件、 資格不明25件)	143件 (美容師68件、 資格なし51件、 資格不明24件)

(令和5年度以降の対応)

- ・ 美容師養成施設における「まつ毛エクステーション」の教育状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表する。
- ・ 「まつ毛エクステーション」の実技試験への導入については、報告書で試験室内の環境維持、美容師実技試験委員の養成、実技試験実施期間の延長、実技試験受験料の見直し、実施時期等の課題が指摘されている。実技試験への導入に当たっては、全国美容師養成

施設において生徒が当該課題を美容実習で学んでいることが前提となるが、現時点では「まつ毛エクステンション」を必修課目の美容実習の項目として教えているのは、美容師養成施設の42.5%（＝86.7%×49.0%）にとどまっている。このような状況において、現時点で「まつ毛エクステンション」を実技試験に導入することは困難であり、まずは、全国美容師養成施設において必修課目の美容実習で「まつ毛エクステンション」の教育が行われるよう取り組んだ上で、全国美容師養成施設において生徒が当該課題を美容実習で学んでいる状況が確認された段階で、関係者の意見を聞き、「まつ毛エクステンション」の実技試験への導入の判断をして、具体的なプロセスについて検討することとする。

- ・ 他の実技試験課目（ヘアカラーなど）については、令和4年5月の厚生労働省の要請を踏まえ、試験センターにおいて引き続き検討・研究を進める。

② 「オールウェーブ」を含む実技試験で問うべき課目の整理等

〈当面の方針の記載〉

- ・ ①の取組みを進めつつ、「オールウェーブ」を含む現行の実技試験課目について、今後も問うべき課目とすべきか令和5年度の早期に整理する。
- ・ 他方、オールウェーブは、美容に必要な技術であり、授業の中でしっかり教えるべきであることは確認できたことから、都道府県を通じて、養成施設に対し、「オールウェーブ」の学習の際などに、その意義や将来の活用場面などを含めて教育するよう要請する。

（美容師養成施設における教育）

- ・ 令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、生徒が「オールウェーブセッティング」を学習する際、単に知識・技術の習得や実技試験に向けた対応だけでなく、その意義や将来の活用場面なども含めて教育が行われるよう、美容師養成施設において徹底を図るよう依頼した。

（令和5年度以降の対応）

- ・ 現行の実技試験課目の課題の一つである「オールウェーブセッティング」は、当面の方針で確認したとおり、美容に必要な技術であり、美容師養成施設の授業の中でしっかり教えるべきものである。美容師養成施設において「オールウェーブセッティング」の教育が意義や将来の活用場面なども含めて行われるよう、教育センターにおいては、令和5年4月の教科書から、ウェーブを基調としたヘアセッティング技術を応用して作成したヘアスタイルの写真を掲載しており、どの技術がどのように活用されているか学習できるようにしている。美容師養成施設における「オールウェーブセッティング」の教育状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表する。
- ・ 「オールウェーブセッティング」を含む現行の実技試験課目については、第一課題がカットであり、第二課題がワインディング又は「オールウェーブセッティング」を試験回ごとに都度抽選により決定することとなっている。
- ・ 令和3年12月及び令和4年2月に美容師を対象に行った「美容師養成のあり方に関する意識調査」によると、働いている店舗で提供している技術について、カットは美容師の72.3%、パーマネントウェービングは美容師の67.8%、ヘアセッティングは美容師の

64.4%が提供していると回答している。また、実技試験について、カット、ワインディングは、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術であり、国家試験として問うのは適当」という回答がそれぞれ 84.8%、82.4%となっている。他方で、「オールウェーブセッティング」について、ピンカールは、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術であり、国家試験として問うのは適当」という回答が 26.6%、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術ではなく、国家試験として問う必要性は低いと思う」という回答が 51.1%、フィンガーウェーブは、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術であり、国家試験として問うのは適当」という回答が 15.8%、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術ではなく、国家試験として問う必要性は低いと思う」という回答が 61.4%となっている。

- ・ さらに、令和3年12月に美容師養成施設を対象に行った「美容師養成のあり方に関する意識調査」によると、カット、ワインディングは、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術である」という回答がそれぞれ 87.6%、87.6%となっている。他方で、「オールウェーブセッティング」について、ピンカールは、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術である」という回答が 51.1%、「現在の美容ニーズとは必ずしも一致していない」という回答が 44.2%、フィンガーウェーブは、「美容師が備えておくべき必要な基礎的素養・技術である」という回答が 39.1%、「現在の美容ニーズとは必ずしも一致していない」という回答が 54.1%となっている。
- ・ 実技試験課題は以下の基本的事項に沿うことが重要であるが、上記の調査結果においても、多くの美容師が、カット、パーマメントウェービング、ヘアセッティングを提供しており、現在の実技試験課題については、基本的にはこれに沿っているものと考えられる。
 - ・ 美容師としての基礎的技術を検証するのに必要な技法が試験内容に十分含まれていること
 - ・ 養成課程で教育を受ける基礎的技術を基本とすること
 - ・ 美容業界の動向、社会的ニーズにも応えられる技術であること
 - ・ 受験者への負担が過度にならないこと
 - ・ 審査の基準が明確であり、試験委員が一律（一定）の基準で審査でき、恣意的（主観的）な評価が入りにくいこと
- ・ 他方で、現行の実技試験課題である「オールウェーブセッティング」は、美容に必要な基礎的技術の集約であり、美容師養成施設の授業の中で確実に身につけさせるべきものであるが、実技試験課題としては、上記の調査結果も踏まえ、様々なヘアセッティング技術に広く対応していくことが必要である。以上のことから、厚生労働省としては、「オールウェーブセッティング」について、その要素も含め、より幅広く美容師としての基礎的技術を検証することができる試験とする必要があると考える。そこで、実技試験課題としては、第一課題はカット、第二課題はワインディング又は上記の基本的事項も踏まえて「オールウェーブセッティング」の内容を見直した課題を試験回ごとに都度抽選により決定するものとする。新たな課題（現行の「オールウェーブセッティング」の内容を見直した課題）の名称は、課題の内容に相応しいものとする。
- ・ 実技試験課題である「オールウェーブセッティング」の内容を見直すに当たり、具体的な課題の内容は、美容業界の動向・社会的ニーズ、養成課程で行う教育内容、受験者の負

担、審査基準等を踏まえ、美容師としての基礎的技術を検証するために必要な技法を組み合わせたものにする。

- ・ この見直しについて、試験センターにおいて、上記の実技試験課題の基本的事項を踏まえて、具体的なヘアスタイル、技術の条件、解説・図解、採点項目、採点方法、採点基準、審査マニュアル等を検討するよう、厚生労働省から試験センターに対して要請する。その際、併せて、実技試験課題の「オールウェーブセッティング」の内容の見直しに当たって必要な試験委員の追加を要請する。
- ・ 実技試験課題の「オールウェーブセッティング」の内容の見直しは、以下のスケジュールで実施できるよう、関係者の協力を得ながら、検討を進める。
 - ・ 試験センターにおいて、実技試験部会で検討を開始し、令和6年度中に報告書を取りまとめ
 - ・ 令和7年度までに、技術の条件及び審査マニュアルを策定
 - ・ 令和8年度から、実技試験委員への周知・指導、美容師養成施設の教員への周知・指導、美容師養成施設における準備等を実施
 - ・ 令和9年度から、美容師養成施設において実技試験課題の見直し後の内容に対応した教育を開始
 - ・ 令和11年2月の国家試験から、実技試験課題の見直し後の内容の国家試験を実施（令和11年2月、8月の国家試験では見直し前の内容の試験も実施）
- ・ 受験者は実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付することとなっており、試験センターにおける事業の収支状況、受験手数料の積算根拠等の点検を行い、必要な場合は受験手数料の見直しを検討する。

（2）養成段階の知識技能の取得の推進

① 美容実習全体について

〈当面の方針の記載〉

- ・ 都道府県を通じて、養成施設に対し、美容実習について、必修課目を網羅するとともに、試験課題に偏らない、就職先のニーズも踏まえたものとなるよう、徹底する。これに当たっては、教育センターの協力を得ながら行う。

（美容師養成施設における教育）

- ・ 令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、美容実習について、美容師国家試験の課題に偏らず、「美容師養成施設における教科課目の内容の基準」の各項目の内容を網羅的に教育するとともに、就職先のニーズも踏まえた内容となるよう、美容師養成施設において徹底を図るよう依頼した。

（令和5年度以降の対応）

- ・ 美容師養成施設において美容実習が、美容師国家試験の課題に偏らず、必修課目の内容を網羅して、就職先のニーズも踏まえた内容で行われるよう、美容師養成施設における必修課目の教育状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表する。

② 美容所における実務実習について

〈当面の方針の記載〉

- ・ 都道府県を通じ、養成施設に対し、一定の条件の下で美容行為を行うことが可能であることを改めて周知する。
- ・ 教育センターの協力を得ながら、効果的な実務実習の好事例（養成施設と美容所の十分な連携、実務実習計画など）について 収集し、周知する。また、実務実習時間など現行の取扱いについて課題やニーズを把握した上で、より成果の上がる実務実習のための取組で速やかに実施可能なものは、令和4年度中から進める。

（美容師養成施設における教育）

- ・ 令和4年8月に厚生労働省から「美容師養成の改善について」を発出し、都道府県を通じて美容師養成施設に対し、美容所における実務実習について、「美容師養成施設における教科科目の内容の基準」において、「管理美容師を配置する美容所において、当該美容所に従事する美容師の適切な指導監督の下、美容行為及びその付随する作業（実務実習）を行うことが望ましいこと」とされており、通知に示す一定の条件の下で美容行為を行うことは可能であることについて、美容師養成施設において認識いただくよう依頼した。

（令和5年度以降の対応）

- ・ 令和3年12月及び令和4年2月に美容師を対象に行った「美容師養成のあり方に関する意識調査」によると、美容所における実務実習を経験した美容師は、26.7%が「業務に活かされていると感じる」と回答し、32.3%が「ある程度業務に活かされていると感じる」と回答している。また、令和3年12月に美容師養成施設を対象に行った「美容師養成のあり方に関する意識調査」によると、美容所における実務実習を行っている美容師養成施設は、68.8%が「有効と感じる」と回答し、28.8%が「やや有効と感じる」と回答している。
- ・ 美容師養成施設の美容所における実務実習が有効に行われるよう、美容師養成施設の美容所における実務実習の実施状況について、令和5年度から毎年度、厚生労働省から都道府県を通じて調査を行い、公表する。
- ・ また、令和5年度に、厚生労働省において、美容師養成施設の美容所における実務実習について、好事例（美容師養成施設と美容所の連携、実務実習計画等）、課題、ニーズ等を調査し、より成果の上がる実務実習を美容師養成施設や美容所等に周知する。

(3) 養成段階から就業後の人材育成の連携・接続

〈当面の方針の記載〉

- ・ 養成段階と就業後の人材育成の連携・接続が円滑かつ効果的になされるよう、
 - i 全国レベルの取組に対して厚生労働省も参画し、充実を図る。
 - ii 地域レベル、養成施設単位において養成施設と経営者（団体）との連携を促進することとし、まずは、モデルとなるような取組を収集し、普及を図る。
- ・ 美容所における人材育成（社会保険の加入、労働基準の遵守を含む）の取組を推進するため、これらの重要性についての経営者への普及を図る。
- ・ 教育センターの協力を得ながら、養成施設による就業後のアフターフォローについて、モデルとなるような取組を収集し、普及を図る。

（令和5年度以降の対応）

- ・ 養成段階と就業後の人材育成の連携・接続が円滑かつ効果的になされるよう、令和5年度に、厚生労働省において、美容師養成施設と美容所の養成段階と就業後の人材育成の連携・接続（美容師養成施設の美容所における実務実習、美容師養成施設の就業後のフォロー一等を含む。）について、好事例を調査し、美容師養成施設や美容所等に周知する。
- ・ また、美容所における人材育成（社会保険の加入、労働基準の遵守を含む。）の取組を推進するため、これらの重要性について、厚生労働省において通知を発出する。